

2020年6月2日
電源開発送変電ネットワーク株式会社

「国民保護業務計画」の制定について

当社は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に基づき、当社の業務に関する国民保護措置の内容、実施方法、実施体制、関係機関との連携等に関する事項を定めた「国民保護業務計画」を制定しました。

同法第36条第7項に基づき、経済産業大臣を経由して内閣総理大臣へ報告を行うとともに、ここに公表いたします。

以 上

<添付資料>

- ・「国民保護業務計画」の全文